

令和4年10月から

鏡野町子ども家庭総合支援拠点ができました



お気軽にご相談ください

鏡野町では、令和4年10月から子育て支援課内に「鏡野町子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。

子ども家庭総合支援拠点とは、0歳から18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援に繋げていく相談窓口です。

このようなことでお困りではありませんか？

子育てがづらい、負担だと思ってしまう

イライラして、つい子どもを怒鳴ったり叩いたりしてしまう

子どもの発達が遅いような気がする

子どもが全然言うことを聞かない

近くに相談できる人がいない



相談方法

来庁・電話・訪問などご希望に応じます。相談者や相談内容に関する秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

相談時間・窓口等

月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く） 午前8時30分～午後5時
鏡野町子ども家庭総合支援拠点（鏡野町子育て支援課内）
電話（0868）54-2991（Mail: kosodate@town.kagamino.lg.jp）



11月は児童虐待防止推進月間です

「もしかして？」ためらわないで！189（いちはやく）



児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。

児童虐待は社会全体でかかわり、解決すべき重要な課題です。

虐待は子どもの心身に重大な影響を与え、健やかな成長・発達を妨げます。虐待を受けたと思われる子どもがいたら、またご出産や子育てに悩んでいたら、児童相談所や町子育て支援課に連絡してください。あなたの連絡や相談が子どもを守るとともに子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

◆児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（面前DV） など

◆あなたの電話で、守れる命があります

○虐待かも…と思ったらすぐにお電話をください。

いちはやく

児童相談所 189

虐待対応ダイヤル

（通話料無料）



特設サイトはこちら

◆子育てのこと、頼れる場所があります

○子育てに悩む人がいたら…こちらにご相談ください。

いちはやく

おなやみを

児童相談所 0120-189-783

相談専用ダイヤル

（通話料無料）

※通告・相談した人や、その内容に関する秘密は守られます。

お問い合わせ先

鏡野町子育て支援課 担当：木村・草薙
電話（0868）54-2991